

インクルーシブ教育構想の具体化と広範な合意形成にむけて

越野 和之

こしの かずゆき
奈良教育大学, 本誌編集委員

今年2011年は、国連総会における障害者権利条約の採択(2006年)から数えて5周年にあたる。同条約は、国連が21世紀に入って最初に採択した国際人権条約であり、障害がある場合の人権保障のあり方に関する国際的な議論の今日的な到達点を示すものであるとともに、世界史的な人権保障の努力を、障害のある人の視点からより強固なものにしようとするものでもあると言われる。同条約は2008年5月に発効したが、わが国は2007年に署名をしたのみで、未だ批准に至っていない。

この間わが国では、いわゆる「構造改革」路線の破綻、格差と貧困の拡大に対する国民のNo!の声が2009年夏の政権交代を成立させ、障害分野では、障害者自立支援法違憲訴訟の画期的な勝利的和解が勝ち取られた。こうした流れの中で、障がい者制度改革推進本部、障がい者制度改革推進会議が発足し、障害者権利条約の水準を満たしうる障害者制度の構築にむけて、国内制度の全般的な検討がなされつつある。

しかしながら、障がい者制度改革推進会議の1年を振り返ると、迷走する政権の下で、現行制度を固守しようとする勢力との攻防は熾烈を極め、2010年6月の閣議決定に示された改革の基本工程、すなわち2011年障害者基本法改正、2012年総合福祉法、2013年障害者差別禁止法の各法案の提出というスケジュールの実行すら、必ずしも楽観視できない状況が生み出されている。

こうした中で、一つの重要な争点になってい

るのが、障害がある場合の教育のあり方をめぐる問題である。障がい者制度改革推進会議の二次にわたる意見書と中央教育審議会などでの議論とは、障害者権利条約の求めるインクルーシブ教育のあり方をめぐって鋭い対立を見せており、わが国におけるインクルーシブ教育のイメージはいまだ明瞭な像を結ぶに至っていない。

本特集は、このような状況の求める課題に応えることを意図して企画された。そこでは、三つのことが留意された。すなわち、第一に、障害者権利条約の批准を直接の政治課題として展開されてきたこの間の議論を精確にフォローし、その論点を明確にすること、第二に、諸外国における障害者権利条約およびインクルーシブ教育への対応のあり方を把握し、それらのとりにくみからわが国の課題を引き取ること、第三に、新・教育基本法と特別支援教育体制の下での教育実践の努力を吟味し、その到達点と制約をともに踏まえたインクルーシブ教育の構想を検討することである。

わが国におけるインクルーシブ教育システムの構想がいまだ論争的な課題であることを反映して、本特集に寄せられた各論考の間にも、様々なレベルで見解の相違や論争点が見いだされる。しかし、議論の過程にあつて、このことはむしろ健全なことであろう。本特集が、わが国における教育実践および制度改革の到達点と課題をともに踏まえつつ、インクルーシブ教育の構想を具体化し、広範な合意を形成していくための討論の契機となることを願っている。